

第2回山田町災害復興支援事業等検証委員会

日時：平成25年12月20日（金）15：00～

場所：盛岡市 盛岡地区合同庁舎 8階講堂B

1 開 会

(千葉商工企画室管理課長)

大変お待たせいたしました。本日はお忙しいところ、また足元の悪い中ご出席いただき、ありがとうございました。ただいまから第2回山田町災害復興支援事業等検証委員会を開催いたします。

2 協議内容

(1) 課題の検証について

(2) その他

(千葉商工企画室管理課長)

2回目の会議でございますので、挨拶を省略し、早速議事に入らせていただきたいと思います。

それでは、設置要領第4の規定により、副部長が委員長となり、会議の議長を務めることとなっておりますので、桐田委員長に以後の進行をお願いいたします。

(桐田委員長)

それでは、2回目になりました。どうぞよろしくをお願いいたします。それでは、座って進行させていただきます。

本日の協議内容は、課題の検証についてという1項目でございます。前回の第1回目は、検証すべき課題についての整理を行わせていただきました。本日は、その課題について、今回いわゆる物差しと申しますか、定められたルール、それから他県の実例などを資料としてお出しをしました。それらを含めて比較をしていただきながら、県の対応が適正であったかということについて、あるいは問題はなかったかということについて、委員の皆様からご意見を伺ってまいりたいと思います。

本日は、特にも課題の1の審査、それから課題の2の進捗管理、課題の3の完了確認を中心に議論をさせていただきますが、その関連の中で課題全体についてもご意見を伺っていくことがあろうかと思えます。

本日の資料は、資料ナンバー2から始まっておりますけれども、これは第2回目の2でありますので、資料ナンバー2-1、2-2、2-3、それから2-4という資料でございます。

それでは最初に、事務局から資料2-1、2、3について、通して説明をしてもらいます。お願いします。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

それでは、説明は私からさせていただきます。

今委員長から本日配付の資料2-1から3をとということでございましたが、それに加えて、先日第1回委員会の資料ナンバー3の補足資料としてお送りしてありました県の対応に関する説明資料、これもあわせてご覧いただきながらお聞きいただきたいと思っております。

では、座って説明させていただきます。

まず、検証課題1の23年度補助事業計画の審査について説明いたします。資料ナンバー2-1をご覧いただきたいと思っております。東北・北海道の状況を今回調査した結果でございます。あいにく山形県の回答が間に合いませんでしたので、そこを埋めたものは後日送付させていただきたいと思っております。この表の中の2番、事業計画の審査の欄をご覧ください。この質問事項(2)、事業計画の審査で、市町村に提出される書類でございますけれども、大半の県は岩手県同様に個別事業の事業計画書の作成、提出を求めています。その様式については、このA3判の2ページ以降に各県の様式を添付しておりますけれども、内容といたしましては事業名、事業内容のほか、失業者の雇用人数、人件費の事業費に占める割合、積算内訳がその主な項目となっております。詳細比較は後ほどご覧いただければと思っております。資料配付が遅くなりまして、当日の配付になって大変申しわけございませんが、説明を続けさせていただきます。

次に、質問項目2の(4)、事業費の積算の妥当性についてのチェックですが、いわゆるチェックのレベル、どの程度細かく審査をするかという趣旨で聞いたものでありますけれども、基本的には事業の要件であります人件費が2分の1以上であることと事業計画書に記載された積算内容の範囲内でのチェックとなっております、各県とも。その中でもし疑義があるような場合は、説明や追加資料を求めるといった回答でございまして、以上のことからおおむね事業計画の審査の方法については本県と同様であるものと考えております。

また、この計画の審査についての本県の対応、考え方でございますけれども、先ほどお話ししました、追加送付しております県の対応説明に関する資料をご覧いただきたいと思っております。項目欄を枠囲みで1、2、3、4で追加送付、メール等で追加送付した資料でございます。よろしいでしょうか。この1番、23年度補助事業計画の審査という説明のページですが、2番に、説明の2にありますように、県の審査における判断基準の根拠は、国の事業実施要領、そのQ&Aでございまして、内容的に主な項目は3に示しましたが、ア、イ、ウ等で示している項目でございます。これらについて……

(寺本委員)

わからないので、見せてください、その資料を。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

よろしいでしょうか。済みません。では、戻って説明いたします。

この説明の2にございますように、県の審査における判断基準の根拠は、国の事業実施要領、そのQ & Aに基づくものでございまして、主な項目の例示は3に記載してございます。実際の事務処理は、4に記載のとおり、チェックリストという形で整備して、これを作業しております。チェックリストの現物は、ここに、資料ナンバー記載しておりますが、初回の第1回委員会で配付している資料等をご覧いただきたいと思います。7に書いておりますが、この事務処理を行うに当たっての県の基本的な考え方と申しますか、そういう内容ですが、7番にありますとおり、市町村は県から補助金を受ける形でこの事業を行っておりますけれども、立場としては県と同様に国からの交付金を財源とする事業を行っております。県の基金を一旦通過させる形をとってはおりますけれども、国が直接市町村に依頼して交付金交付するのは非常に事務煩瑣であるということもあって、県がその取りまとめを行っておりますが、立場的にはおおむね県と市町村、同じような立場で行っていると考えております。そういう意味で、市町村自身におきましても適法性であるとか、補助事業としての的確性は確保する、要は要領等によってそれぞれチェックしながら事業を進めるということ想定して、そういった信頼を前提にして県としての事務を行っております。

本日配付の資料ナンバー2-2でございしますが、先ほど幾つか例示で申し上げました国の基準に基づき、県がチェックしているという内容について、一覧形式で国の要領等の規定と県のチェック項目の対照関係をまとめたものでございます。これは、後ほどご覧いただければと思います。

もう一つ、本日配付の資料ナンバー2-3でございしますが、先ほどのチェックリストや資料ナンバー2-2と内容的には類似しておりますが、事業を実施するに当たっての留意事項として、県の関係機関及び市町村に対して私どもから通知しているものでございます。この資料ナンバー2-3の1番であるとか2番、あるいは後ほど説明します完了確認については、8番、9番のあたりにそういった留意すべき事項をまとめて、通知も別途しています。整理の都合上、チェックリストという形で作成して、実際の事務処理を行っているものでございます。

こういった形で、県も事業計画の審査は行っておりますし、他県との比較については先ほどご説明したとおり、またその基本的な本県の考え方というのは、今追加資料の7番に記載しているような考え方に基づいて行っているものでございます。

続きまして、検証課題2の23年度補助事業の進捗管理についてご説明申し上げます。もう一度このA3判、資料ナンバー2-1に戻っていただきたいと思います。この表の中段、3の年度途中の進捗管理という項目の欄をご覧くださいと思います。

説明に入る前に、最初に一部訂正でございますが、岩手県の欄の3の(1)、H23のところを②と表示しておりますが、これは平成24年度と同じ内容が記載されるものでございました。申しわけございませんが、訂正をお願いします。平成23年度の欄は、平成24年度と同じ内容になります。

この各県の状況を見ますと、年度途中に市町村に対する検査を行っている県は福島県のみでございました。その検査内容は、規模の大きいものでありますとか、人件費割合が基準ぎりぎりのものであるとか、一定の条件に該当するものを対象に抽出的に確認を行うという内容でございます。

本県の対応でございますけれども、平成23年、24年につきましては、年度中間の9月末の状況を一覧表の形で報告を受けております。一覧表による進捗状況の報告を受けて、計画とのずれが生じていないかを確認しているところでございます。

なお、25年度につきましては、今回の事案の反省も含めて、市町村に中間検査の実施を求めています。県は、その実施状況を確認するという形で市町村にその履行の徹底を図るという対応をしているところでございます。

資料行ったり来たりで恐縮ですが、また追加送付資料の説明のほうをご覧くださいと思います。追加送付資料の2ページ目、2番、23年度補助事業の進捗管理のページでございます。ここの5番に記載しておりますけれども、県といたしましては補助事業者の善管注意義務という趣旨から、先ほど説明したとおり、一覧表による事業全体の進捗に計画等大きなずれがないかということで確認をしておりますけれども、個別事業の進捗管理につきましては、市町村において委託業務の契約の履行確保がなされているものと、そういう取り組みが当然されるであろうと考えております。仮に個々の委託事業の実行がされなければ、県はその分について補助金交付を取り消すだけということになりまして、結果に合わせた補助金の一部取り消しも可能ということから、その履行確保というのは基本的に市町村に委ねているということでございます。

25年度の対応の見直しを先ほど説明いたしました、あくまでも履行確保については市町村が行う。県はその確認をするという役割分担で、今年度も継続しているところでございます。

次に、検証課題3の23年度補助事業の完了確認についてご説明申し上げます。再度資料ナンバー2-1の他県の状況をご覧くださいと思います。表の一番下、4、補助事業の完了検査という項目でございます。(3)の市町村に提出、提

示を求める書類について質問をしております。これは、どの程度のレベル、どの程度の細かさで検査をしているかということと関連すると思いますけれども、こちらから項目として示した②の人件費の関係書類については各県とも提出を求めています。③の人件費以外の経費の領収書や振込依頼書については、大体半々という結果でございました。

資料ナンバー2-2の裏面をご覧いただきたいのですが、③として完了確認で、本県がチェックシートで検査する書類のリスト、左側にその根拠となっている国の要領の規定等を書いてございます。人件費に関する事項は、先ほどどこの県も確認していると申し上げましたけれども、この部分につきましては国の事業実施要領5の3の(8)というところ、実施要領の第5の1であるとか、第5の3のところ、国が実施要領の中で明示して、委託契約書にそれらの項目を盛り込みなさいという指示もありますし、そういったことから、事業終了時にはその結果としての確認も内訳として実施しているものでございます。

また、その他の経費、人件費以外の経費につきましても、これはQ & Aの中で説明されているものですが、緊急雇用創出事業というのは一般管理費という支出、契約を、契約というのですか、取り扱いを認めておりません。100%実績に基づく支払いということとなっておりますので、支払い、補助金の対象経費は全て領収書をそろえて出すという内容でございます。通常の契約ですと、一般管理費的な中でもろもろの経費を全て賄ってくださいという契約を行うと思いますけれども、ある意味渡し切り、その中でやってくださいなのですが、この事業は全て実績確認ですので、100%実績確認、領収書添付というルールになっております。これにつきましても、質疑応答で確認項目という国からの見解が出ておりますので、本県につきましてはそのチェックリストに入れておりますし、国の根拠等記載がない項目につきましては、完了確認として一般的に求める書類ということで提出を求めている内容でございます。

こういった形で行っておりますけれども、もう一度追加送付資料の説明のほうをご覧いただきたいと思います。3、23年度補助事業の完了確認と書いてあるページの6つ目の説明項目です。6番として、当事業に関する調査ではありますが、2つ目のポツ、人件費以外は比較的小さなものは領収書等の有無を確認しましたと。今回の山田の案件でも、この確認作業は行っております。ただし、領収書の確認により計数的なチェックはしておりますけれども、この事業における必要性でありますとか、旅費は支給しているけれども、復命書と整合性があるかという書類相互の突合、あるいは支払いの相手先となっている取引相手の調査、今回はよくオール・ブリッジというリース会社の名称が出てまいりましたが、そういった取引の相手が信用のおける会社なのか、どういう会社なのかという、そういった調査は基本的には

必須としてはおりません。一連の確認作業の中で、もし必要と認めた場合に行うという程度にしております。

この点につきましては、3、4にも若干記載しておりますけれども、1つには完了確認という作業に時間的な制約があるということ、そういった中で県と同様に市町村が法令や要領のもとで完了確認をした結果を県が再度見るということを考えての対応であります。

なお、これまでのさまざまな説明の中で、なぜ県は完了確認で未払い金の存在を見つけられなかったかという指摘を受けることがございますけれども、県は補助金を交付すべき額に見合う支出の実績、領収書を確認しているものでございまして、町も知らない未払い金をその検査で見つけ出すということは不可能だと考えております。

もう一つ、預金通帳を確認すれば、支払い能力、年度末で支払うべき資金が残っていないことがわかったのではないかという指摘を受けることもございますけれども、これは先ほどの他県の調査結果をご覧いただきたいのですが、その一番下の段です。資料ナンバー2-1、他県の調査でも、これは通帳等による支出経歴を確認しているところではございません。なぜかと考えますに、委託契約をする相手方は、この業務だけでなく複数の経済活動を行っておりますので、それらが混在する通帳を確認しても、必ずしも委託事業に係る出納や残金を確認できないため、あえてそこまでは求めていないのではないかと推測しております。

他県の調査結果及び実際の事務処理における本県の対応の考え方の説明は以上でございます。なお、今後検討項目に挙げられていますあり方にも関連すると思っておりますけれども、本日お配りしております資料ナンバー2-3、事業の実施に当たり留意すべき事項という通知文書でありますけれども、この内容はことし3月13日付で県の関係機関及び市町村に通知しておりますけれども、内容的には以前通知したものに今回一連の事案を反省を踏まえて、下線部分を追加して再度通知したものでございます。ある意味チェックすべき留意事項を追加して今回通知したということで、少し先行して今後の将来に向けた対応を既に一部実施しているものでございます。

私からの説明は以上でございます。

(桐田委員長)

ちょっと私から確認ですけれども、資料ナンバー2-2の審査の指導基準と根拠ということで、①が計画の審査、②が事業進捗管理、③が完了確認ということです。そして、右側のほうは県の審査指導基準と根拠ということで、審査に当たっては事業採択チェックリストがありますということと、それから事業進捗管理では、契約書

の中で状況報告書を出せと言っていると。それから、完了確認では完了検査チェックシートがあるのだということで、そういう県の基準根拠があるということですね。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

県で実際審査や検査をしておりますけれども、これはいずれについても国の事業実施要領等で求められている部分について、こういった形で審査をしていくということです。

(桐田委員長)

あと、事業採択チェックリストで各県との比較表があったわけですが、ほかの県と比較して県がやっている項目について何か違いは、先ほどないということでしたよね。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

はい。細かい部分ではさまざま違いはありますが、基本的な記載させている、求めている事項は同じだと。

(桐田委員長)

それで、他県との比較で、2の事業計画の審査の(3)の事業計画の審査でもとにしているもので、岩手と福島以外はその他とあるのですけれども、その他というのは何かチェックシートではない別なものを活用しているということだったでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

(3)の質問の設定が適切だったかはあれなのですけれども、これは審査の際に使う道具としてのチェックシートであり、審査要領等であります。そういう意味で、③で書いてきているところは、あえてそういう形に整理はしていないけれども、内容的にはさっき申し上げましたとおり、国の要領等で審査が必要な項目は既に示されていますので、その内容を確認はしていると、あえてチェックシートという形には作成していないということだと思います。

(桐田委員長)

あと、年度途中の進捗管理の各県との比較で、岩手と福島以外はしていないということですが、多分本県は契約書で状況報告出せと言っているわけですが、契約書の書きぶりは国からの指示とか指導等はないのですか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

たしかなかったと思います。

(桐田委員長)

それから、補助事業の完了検査で、先ほど領収書をしっかり見ているというような言い方があったと思いますけれども、必要に応じてその先のところまで調べるといようなコメントもありましたが、他県もいずれ領収書まではしっかり見ているという、そういったことだったのでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

書面でのやりとりなので、そこで書かれた内容はそういうことになっています。領収書はチェック対象にしているということです。

(桐田委員長)

あと、補助事業の完了検査の他県調査の4の(2)の完了検査でもとにしているものということで、例えば青森県は市町村から提出された書類のみで、それから秋田県は訪問して書類を確認する実地検査というふうに、書類検査か実地検査かという違いがあるようですけれども、完了検査の方法については国からの指示というのは特にないわけでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

それはありません。

(桐田委員長)

それから、通知、ことしの3月に出した通知文書の下線が今までなかったということなわけですけれども、書いていなかったこと、下線で加えたことがこれまで国の要領とか、あるいはQ&Aとかに明確に書かれていなかったというわけでもないわけですか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

書かれていないということではないです。

(桐田委員長)

より具体的に注意喚起しようとしたという意味なのですか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

はい。

(桐田委員長)

例えば1番の(2)のリースの話があるのですが、リース契約、レンタル契約を実施する場合、内容を十分に精査するというふうに書いていますが、リース契約やレンタル契約について、具体的な検査、特に強調してやらなければならないとかという、そういったものではなかったということですか。リース契約やレンタル契約ができることになっているのだけれども、できることになっていただけども、それをどういうふうにチェックしろとかという、そういった類いの指示は今まではなかったということですか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

そこまでは指示はしていないはずですが。一般のその他経費と同じような扱いで対応してもらっていました。

(桐田委員長)

わかりました。

本日の資料は、ちょっと今私自身も不明瞭な点があったので勝手に先に確認させてもらいましたけれども、いずれ他県が実際にやっていること、それから本県がやっていることとこのを比較する資料として委員の皆様にご説明したところでありますけれども、これをもとに検証課題として整理を前回した事業計画の審査、年度途中の事業の進捗管理、それから補助事業の完了検査という3つの項目について、県の対応についてどうだったかということをお委員の皆様とこれから議論していきたいと思っております。

どなたか口火を切られる方いらっしゃいますでしょうか。

小原委員、どうぞ。

(小原委員)

前に厚い配付資料の中で、うちのほうで一通り見た中で、権限関係でどうなのかという部分については一通り見てまいりましたので、その部分についてお話をいたします。

最初の資料目次のところにある1という番号がついているもの、これにつきましては金額が1億5,000万円未満の案件ということで、専決権者が所長まで押印してあ

りますので、これについては問題がないのかなと。

あとは、回議欄のところの出納員、出納員補佐の欄がちょっと不鮮明でございますけれども、3,500万円以上の案件ということで、管理主幹である出納員の権限ということでございます。

同じようにずっと見ていきますと、次の4番のところの2つ前のページ、緊急雇用創出事業補助金山田町に係る変更計画書の承認についてというようなことで、回議が所長までになっておりますけれども、内容は今回の追加分3億1,456万6,103円ということで、1億5,000万円以上の補助金または交付金の交付決定にかかわる事項ということからすれば、副局長専決であるべきだったのではないかなというふうに思います。

そして、4番のところの部分も、これも3億1,500万円余の増額の変更でございますので、副局長の欄が斜線になっておりますけれども、副局長専決事項でございます。

というように、ざっと7番とか同じような資料がついておりますけれども、基本的には1億5,000万円以上のものについては副局長専決事項であるということ、1億5,000万未満のものについては所長、いわゆる変更計画書の承認の部分については所長ということでしょうし、ただ単に補助金交付契約という部分で見れば管理主幹兼総務課長さんの権限で1億5,000万未満のものについてはよろしいのかなというふうに思います。

ざっと見ていくと、全体として平成23年度の部分については、副局長まで回るべきものが所長段階でとまっているというものが見受けられましたし、平成24年度からの起案の部分については、ほぼ権限どおりに決裁になっているのかなというふうに見受けられました。細かいことは、今の権限のところで見ただけであればいいのかなというふうに思います。

以上でございます。

(桐田委員長)

今の小原委員からのお話は、決裁権者の件で、23年度と24年度でちょっと事務処理が異なっているという、そういった特徴があるのではないかということでしたか。

(小原委員)

そうですね。岩手県事務委任及び代専決規程の第30条の中で、例えば第30条の第1項第1号では、重要な申請とか報告などについては副局長の専決事項になっておりますし、補助金交付要綱等の権限についても副局長の権限になっておりますので、例えばただ単に復命書なんかの内容であれば、復命書という部分だけを捉えれば、所属長である所長でよくても、内容に着目をして一連の補助金の交付決定にかかわる

重要な意思決定にかかわるものということに着目すれば、やはり例えば金額とかの権限に沿った形で1億5,000万円を超える内容の意思決定に係る部分であれば、副局長まで回して決裁をとるべきだし、未満のものであれば所長段階でという区分になるというふうに思います。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

若干私からも説明いたしますが、資料目次の4番、23年度の4月28日決裁の契約は、当初1億700万円であったものを3億1,500万円余に変更するというので、変更後が1億5,000万を超えるので、本来副局長まで上げて決裁をとらなければならなかったものでありますし、あとは変更の都度出てまいります、契約伺の前の段階の計画承認、要は内定の処理だと思うのですけれども、それも類似する重要な判断ということで、契約伺に準拠した決裁区分にすべきだというご指摘だと思います。

(桐田委員長)

そういう事務処理したという背景などは、特にこれまでは聞き取りはしていたのですか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

この4番については、単純なミスだと思います。

変更計画の承認という内定の扱いにつきましては、代専決規程に明記されていないので、補助金交付契約の前段階の処理、事前の処理ということで、所長決裁でいいという判断をしていただろうと思います。あえて意図的にそうしたものではありません。

(桐田委員長)

23年度と24年度で、副局長まで回し始めたということでもありますけれども、その辺の経緯は何か聞いてはいますか。

(小原委員)

23年度も、例えば7番の資料なんかは、1億6,800万円の増額ですけれども、ちゃんと副局長まで回っておりますので。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

契約伺で本来とるべきところをとっていないのは、ナンバー4だけです。

(桐田委員長)

そうすると、ナンバー4は、4月28日付のものでありましたが、それ以外のところは適切な権限区分で決裁になっているということだったでしょうか。

(小原委員)

そうですね、今ご説明があったように、変更の契約書を見ると、それから補助金の交付の変更伺が同日付でほぼ行われておりますので、本来変更計画書の承認も所長でなくて、1億5,000万以上のものについては副局長まで回した上で補助金交付契約という流れなのだと思いますけれども、ただ仮に計画承認の部分が所長決裁でも、次の同日付の補助金交付変更伺の中で副局長がそれを、一連のものを見て決裁をしているということであれば、おおむね了なのかなというふうにも判断できるのではないのでしょうか。

(桐田委員長)

実際の事務処理として、決裁権限者が決裁した範囲内で次の事務処理を行っているという意味では、それも有り得るということの……

(小原委員)

変更計画書の承認と、例えば補助金の交付変更伺が日にちがかなり間があいてしまうならともかく、同日付でやっていますので、本来所長ではなくて副局長まで回す承認の部分も、恐らく一連のものと一緒に補助金交付契約伺の中で副局長が見て決裁をしているということであれば、同時に決裁を受けたということであれば問題はないのかなと思っております。ただ、これが先に所長決裁で計画承認という意味決定が出てきてしまって、その後に契約ということであれば、やはり流れとしてはまずいのかなというふうに思います。

(寺本委員)

4番は明らかな間違いですよ。今の話の説明は、多分支出負担行為を期間として捉えて、整理する時期どうするかということなので、所管はこれ財政課になるのかな。ちょっとその辺財政課のほうで、期間が長かった場合というのの取り扱いをどういうふうに考えるかというのを整理すればいいかなというふうに思います。4番は明らかに決裁漏れという感じなので。

(小原委員)

あとは、6のところなのですからけれども、6のところは今回の追加分7,600万円余に

なっておりまして、この裏面のところを見ると増が1億6,858万円余ということで、重点分野の雇用創出事業の部分の今回の追加分の金額が相違しているような感じですが、ただ単に表の部分は誤りということですかね。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

はい、そこは帳票の表の単なる記載誤りと聞いています。

(小原委員)

表の記載誤りということですか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

はい。

(小原委員)

了解しました。

(桐田委員長)

今の小原委員の話は、ナンバー6とナンバー7を見ると、ナンバー6の起案文書の表に書いた7,696万9,000円がその後1億6,800万に直ったという……

(小原委員)

ではなくて、これの裏側、増減のところが1億6,800万ですよ。これの起案ですよ。そうすると、今回追加分ということで7,600万であれば所長専決でいいのでしようけれども、裏面の1億5,000万円を超える1億6,000万の増であったなら、これも副局長専決だったのだろうなということですよ。

(桐田委員長)

ナンバー7の契約の変更伺が副局長の判をついているのですけれども、この時点が1億6,800万に修正した上で決裁になっているようですので、この時点で気づいて直していたようではありますが。

田口先生、お願いします。

(田口委員)

非常に素朴な疑問なのですが、「大雪りばあねっと。」事業がいつの時点で岩手県庁としては不適切な事業というふうに認識されたのでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

明確にそれを認識したのは、24年12月10日、11日と言ったほうがいいでしょうか、事業休止して、それが新聞報道されました。それが前日に報道機関からそういう話を聞いていたという話は聞きましたけれども、そこが明確に県として把握した時点です。

もう少し言うと、その1カ月ぐらい前、2カ月ぐらい前からですか、さまざまな経緯の中で、この事業について途中段階で確認を山田町のほうにしておきまして、その一連の調査の中で強い疑問と言ったらいいですかね、感じました。11月1日付でオール・ブリッジという会社の登記事項証明書を取りましたところ、代表者がその団体の構成員であったという、構成員というか、岡田代表の片腕というのですか、だったということがわかりましたので。

(田口委員)

そうすると、破綻がわかってから認識したということなのではないでしょうか。つまり1年前の23年の12月に復命書という形で3者で話し合っていますよね。この時点で岩手県庁としてはかなり、「大雪りばあねっと。」事業が適切ではない部分があるということを認識はまだされていなかったということですね。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

いわゆる会計処理に不備があるというところは認識はしていたと思うのですが、法人の行い自体に問題があるというよりは、事業はいいのだけれども、会計処理をもう少しきちんとやってほしいなという、そういう感覚で捉えていたのではないかと思います。と申しますのは、12月28日の……

(桐田委員長)

資料の11番ですね。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

11番です。資料ナンバー11、12月28日に指導に行っています。この際は、具体的に事業実施内容を検査するというよりは、事業規模も大きいので、当然将来的に会計検査の可能性もあるし、そういった書類上の整理もきちんとやらなければだめですよという、そういう意味合いの指導であったと考えています。

(田口委員)

中身は具体的な、例えばアルファードが必要かどうかという文面もあったり、アンダーシャツのリースというのは妥当かどうかというのがあって、この文書を読むとかなり中身を把握されていたのではないかと思うのですけれども、その時点ではまだ把握していなかったということによろしいでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

はい。

(田口委員)

そうすると、次は24年の3月16日、資料15です。ここの復命書の裏面のほうで、ここはかなり具体的に問題点を指摘されていると思うのですが、この時点でもまだ岩手県庁としては正確には認識していなかったということでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

いわゆる今回の破綻に結びつくような悪質な内容という認識は多分なかったであろうと思います。多分と申しますのは、24年度も継続していることから、そこまではっきり認識はしていなかったのだろうということが1つと、もう一つは、資料ナンバー15の1の2つ目のポツ、矢印で、この打ち合わせ後に役場のほうにこういった内容での指導事項があるので、しっかりその辺の履行指導をお願いしますということも伝えてありましたので、そういった中で改善するものだろうと考えていたというふうに捉えています。

(田口委員)

最終的には24年の10月に認識したということですがけれども、そうするとそれ以前に幾つか兆候はあったと思うのですけれども、それに関してこの部分がチェック足りなかったという部分は具体的にはないのでしょうか。基本的には基準に沿ってやりましたという説明がありましたのでわかりましたけれども、それでは何で最終的に破綻までわからなかったのだろうかというのが素朴な疑問です。具体的にこういうふうなチェックをかけていなかったから、あるいはかけたけれども、実際にはそのチェックにひっかからなかったのか含めて、少し説明をお願いいたします。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

1つには、資料ナンバー15で、さまざまな会計処理の不備について指摘をしております。ただ、これについてはその後4月年度末、4月まで補足も補充も含めてかかっていますが、完了検査の帳票確認の中で、最終的には整理されてきたものを見

ておりますので、日常的な管理がちょっとおろそかだなという、そういう認識でいたのだらうと思います。この状態のまま、23年度の完了検査を通過したわけではなくて、資料ナンバー16に一覧表だけつけましたけれども、こういう形で関係書類が整理され、そして支出一覧の裏づけとなる領収書類がありましたので。

(田口委員)

説明はわかったのですけれども、そうすると例えば岩手県議会で議員の方から質問のあった、幾つかの項目ありますけれども、県としてはこういう質問に対しても、一応きちんと完了確認も、そのほかの指導もしましたというふうにお答えになったのですよね。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

県議会では同じような質問を受けておまして、3月16日の時点でこういう状態のものをなぜ完了検査でよしとしたのかという指摘を受けました。それに対して県側からは、結果的に完了検査では必要な帳票であるとか領収書類の提示を受けて確認をしました、だから了としましたという説明をしております。

(田口委員)

恐らく書類上はそろっていると思うのですが、実際上はNPO法人がかなりずさんな運営をしていたということだと思っています。きょうはそこまで話し合う必要はないのかもしれませんが、多分そういうところに今後の対策の必要な部分があるのかなと考えております。

(桐田委員長)

西出先生はいかがですか。

(西出委員)

手続上の問題としては、この動きというのはかなり、かなりといいますか、一般的な動きだらうなと思います。事件があるからがゆえにこうでなかったか、ああでなかったかという話はあるとしても、補助事業であることと事業主体があくまで市町村であると。あくまで市町村の自治事務ですからね。その辺に補助をしていることに対して、補助権者はどこまで介入するのかと。そうなってくると、介入すればするほど、いわゆる昔の行革の話ではありませんが、県が市、国が県の箸の上げ下げまで介入していろいろ言うのかという議論にまで行き着くところがあるわけです。これは問題が起きたからそういうところに当然着目する必然性は重々認めます

が、ただ余り、ようやく国から県、県から市町村へと自立した各自治体、地方政府という概念のもとで、自立した地方をと言っている中で、先ほども申し上げましたが、余り過剰にリアクションすると、箸の上げ下げまでまたいろいろと言う言わないというところまで求められてくることも考えられるのです。いろいろと個別個別の話は議論する必要はあろうかと思いますが、全体的に見るとやはり手続としてはあるべき手続はとられているのであろうと。ただ、県がこうであったかどうかというところと同時に、山田町のほうでどのような動きをしていたか、認識をしていたのかというところがわかると、もう少し掘り下げて見えてくるという気がします。ですから、今の話ですと、24年の12月までに、3月16日に認識ができた、できないという話がありました。県のほうから指導しましたと、これ以上もっといろいろ県が見ていかなければならないのかという、議論としてあるでしょうが、そのときの山田町のスタンスとしてはどうであるべきだったのか、どうだったのか、万全を尽くしてやったのか否かというところも議論の中で必要ではないかなと。万全を尽くした上で、なおかつ補助主体である県のほうの動きの中に何らかの不適切な指導なり、やるべきことをやっていなかったというところが見えてくれば、それについてやはり議論を深めていく必要があるのではないかなと思うわけなのです。したがって、町の動きと県の動きが同時に見えてこない、なかなかいただいた宿題、適正であるかどうかというところ、軽々には申し上げにくいなど。くどいようですが、外形的にはこういうのというのは形式審査が主たるものだと思うのです、補助主体の立場としては。ただ、それだけで済むのかというさらなる問いかけがあるからこそこの委員会だということを考えるのであるならば、山田町としての動きについても同時に知り得てからの議論というのも大事かなと思います。ですから、ここでは質問というよりも意見として申し上げたいと思います。

(桐田委員長)

今田口委員、西出委員の両委員さんからは、県が山田町とどうかかわったかというようなことがありましたが、その以前というか、その話をする前の状況においては、県は形式審査をやるべき立場にあったのだなというようなお考えとかご判断があったというふうには一旦は受けとめました。ただそれ以上の県の対応をさらに深く検証するに当たっては、県と山田の動きもあわせて見たいなというお考えも伺ったということと理解はいたしました。ちょっとその取り扱いについては、またちょっと考えていきたいとは思いますが、問題提起という形で一旦は受けとめさせていただきます。

そのほかの委員さんにおいて、県が行ったことというテーマにおいては、何か気がついたこととかありますでしょうか。

菊池委員、お願いします。

(菊池委員)

山田町のほうでどれくらいのことをやっていたのか、またやるべきだったのかというあたりがわからないとというのはそのとおりにあるのだろうというのは思っているところです。というのも、市町村の信頼する仕組みがあるのだということですが、その前提として、何をどうやっているはずだというものがあるのだというところはわかりたいなというのはありました。県のほうであるべき姿は何だったのかというようなお話がありましたけれども、では市町村のほうであるべき姿というのはどうだったのかと、それを県は信頼していいものだったのかというものはわかりたいなというふうに思います。

それを前提としても、市町村のところにどこまで介入すべきだったのかとか、県としてどこまで踏み込んで審査をするのかというレベルはあるのだろうと思いますけれども、やっぱり国から県、県から市町村といく中で、別にノーチェックで通過していいというわけではないでしょうから、形式審査といってもある程度のそれなりの審査をする必要があるのではないかなというのは、私はちょっと感じるところでして、具体的な話だと、例えばですけども、何でもいいのですけれども、例えば2番の資料、2枚目の4ページ目というのですか、2枚目の裏です。その中で、個別事業の計画書というのが、これが出ているのですけれども、これしかないですよ、きっと。例えばこれを見たときに、レンタル一式1,500万円とあると、これはどの事業において何が必要で、例えばこれ9カ月ですけども、何を9カ月間借りると1,500万円になるのか、そういったレベルのこともわからないと。消耗品費209万、これどういう積算になるかわからない。見積もりとっているのかどうかもわからない。研修費400万円、わからない。そういう形なので、本当にそういうレベルの審査で足りるとしていいものかどうかというところに私は疑問があります。というのも、審査を通るとすると、後で完了確認で、いや、やっぱりこれ不適切だったのでだめですよと言われても、今回は別なのでしょうけれども、真つ当な業者さんなんかでそう言われたら困るわけですよ。審査のときに言ってくださいよと、もう使っちゃったじゃないですかという話になるのだと思うのです。そうすると、ある程度のことというのはわかっていなければいけないのではないかなと思うのです。そうでないと進捗管理も多分できないはずですよ。当初の計画どおり進捗しているのですかと、払っているのですかとというのも多分できないですよ。どこかの、3月のほうだったかな、40万円払っている人がいるとか言いますが、それってそもそもそういう計画だったのですか、どうですかというところがないとわからないと思います。適切な指導もできないのだと思うのです。

そういう意味で、きょう3つ、最初の審査と進捗管理と完了確認というふうになりましたけれども、審査のところは今私ちょっと問題あるかなというところで、疑問に思っているところです。何もこれはだめなのではないかと決めつけて言っているわけではなくて、正直わからないところもあって、例えば今回こうやって終わっていますけれども、ほかの補助金を交付するときも、例えばレンタル一式1,500万円ですよというぐらいの審査しかしませんよと、そういうものなのかどうかとか、そういうことを知りたいなと思いますし。

とりあえずその辺くらいですかね。

(桐田委員長)

今の菊池委員さんのお話で、雇用創出事業の場合の審査をする対象物と、それから実際に事業をやっている人の思いでやっている事業進捗と、それから最終的に県がもう一度事業完了したときと、齟齬というか、何かそういうことはないのかということだろうかと思うのですけれども、この事業としてこういうものなのかどうかという素朴な疑問が提示されましたけれども、事業についてのもう一度、事務処理の要点を少しお話ししていただけますか。

この事業計画書というのは国の様式なわけですよ。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

いえ、これは各都道府県が独自に定めているものです。

(桐田委員長)

国が定めている様式はないということだったでしょうか。

(岩渕委員)

さっき出てきた資料で、秋田県さんの資料とかは少し詳しいようでしたけれども、後ろについていましたよね。青森か。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

国が求める(聴き取り不能)様式は、資料ナンバー1の5枚目の裏、事業計画総括表という一覧表形式のものがございますけれども、大体これに類似した、この様式自体が国への報告のためにつくっている様式ですので、おおむねこういった内容のものだというふうに考えていただければいいと思います。

(桐田委員長)

そうすると、県は、この横書きのものを国に出してということですね。

(寺本委員)

で、おしまいです。

(桐田委員長)

市町村は、縦書きの計画書、秋田県さんはもうちょっと中身がありますけれども、似たようなものですが、いずれ市町村はこれを県に出して審査を受けているということですね。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

そうです。

(桐田委員長)

では、今菊池委員からも話があったように、例えばレンタルリース料1,500万と書いていますけれども、1,500万の中身が何をリースするかということまでは審査の過程ではチェックはしないのですか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

この事業の特質として、民間企業等に委託する形が多いです。ただ、委託は、発注者側市町村なりがこういう仕様で、こういうメニューでやってくださいという一般的な委託ではなくて、企画提案を受ける形での委託のケースが多いと思います。要は雇用するためにどういう事業を組むかということなので、それは市町村側から一律定めて委託の発注をかけるのではなくて、こういった目的を果たす、こういった内容を含む企画提案を行ってくださいという格好で計画をつくりますので、ある意味計画段階では今後どういう提案が出てくるかわからない、想定した中で計画を立てて事業を執行していくという、そういう性格になると思います。

今回の山田の件については、その後が変更なので、ある程度変更部分や2年目の事業については、その辺は発注側から特定できるのですが、一般的には計画段階ではそこまで確定していないケースが多いようです。

(桐田委員長)

今の説明は、資料2のところについている事業計画書という様式で、下のほうの箱の欄に委託事業の場合、括弧書きというのがあって、想定される委託先、委託先の選定方法というふうに、委託事業の場合というのを想定される様式になっている

わけですけれども、市町村が委託事業として県に申請しようとするときは、ポイントは何人を雇いたいのだというか、例えばここでは33人の労働者を雇って行う山田町災害復興支援事業というのをやりたいので県に申請していると。実際に委託先を決める際には、相手側からいろんな提案を受けて、細かな経費はそのときに契約をして初めて確定していくという、そういった意味ですか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

はい。

(桐田委員長)

そうすると、例えばレンタル、リース1,500万のものを例えば県から山田町に何をリースさせようとしていますかと聞いたにしても、この時点ではそんな予定だということなわけですか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

済みません、さっき私から説明したのは一般的なケースです。この資料ナンバー2のケースについては、既に相手が特定されていますし、ある意味町としてやろうとしている内容は確定しているのだと思います。だから、このケースに関して言えば、もっと掘り下げてそういう資料を求めることもあり得たかと思います。

(桐田委員長)

県が、例えばこの申請段階ではまだ不確かな状況だったものを、最終的に領収書を出させて、出させてというか、領収書を見て交付金額を確定するという作業だということですね。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

極論すればそういう話になります。極端に言えば。あとは当然、それでは後出しじゃんけんみたいになってしまいますので、事業の進捗過程で具体的な事案が出れば、これは県と市町村のやりとりでいろいろその辺を確認する、県で回答できなければ、国のほうへ確認した上で市町村に回答して、完了確認の段階でそこまで来てから、いや、これ対象外ですというのが極力出ないような努力はもちろん事業の進行途中ではやるということです。

(桐田委員長)

菊池委員さん、今のでちょっと。

(菊池委員)

最後にちょっと1つ、最後というか、先ほどお伝え申し上げたものの最後で、補助金出すとき、今回のこういう補助金でなくて、ほかにも補助金いっぱいあると思うのですが、市町村に出すものですよ、市町村から事業者に行くというもので、そういうぐらいの例えば見積もりとったりとか、リース代、会社に出していただくと1年で毎月100万円で1,200万円したとか、そういうのがとらずにやっているようなものなのか。明確にルールはないにせよ、一般的な慣例というか、例というか、どうなっているのかがもしわかればお伺いしたいのですけれども。

(桐田委員長)

今のは、この補助事業の雇用創出事業ではなくて、補助金制度みたいな。

(菊池委員)

補助金の実務みたいなイメージですね。

(桐田委員長)

補助制度さまざまあるので、どれがその標準形かというのはないのだと思います。補助目的に沿った制約条件というのがそれぞれ設定されていると思うので、ほかの別な省庁の補助金ではこうだと仮に紹介したとしても、事例として提示したとしても、だからといって厚生労働省の雇用創出事業ではどうかというのは、必ずしも比較しづらいのかもしれないです。

(菊池委員)

わかりました。

ちょっと済みません、もう一つ。適切、不適切というレベルを判断するのは、恐らく基準がないのかなと思ったのですけれども、そこは感覚になってくるのでしょうか。それがないと強い指導もしようがないかなと思ったのですけれども。また、さっきの例だと40万円は高いのではないかとか、アルファードはだめなのではないかとありましたけれども、アルファードがなぜだめかという根拠はきっとないのでよね、恐らく。わからないのですけれども。その適切、不適切というのは結局誰が決めるのかなというところがありまして、それができないと結局見ないというのと一緒なのかなというのがありました。それでもいいという話なのであればそれでいいのだと思うのですけれども、結局市町村が責任を持ってやるものであって、県には必ず返ってくるものであって、最終責任者は市町村ですよと、本当にそういう(聴

き取り不能)が濃厚なものであれば多少緩くてもいいのでしょうけれども、そうでないときに、ちょっと話それましたけれども、適切、不適切の基準なりというのまでこまで見なければならぬのかというの、そういうふうに思うのですが、そういうのは特にないんですね。

(桐田委員長)

具体例として、アルファードは適切か、40万の給与は適切かという、そういった事案が出た場合の判断基準というのは、この事業の場合どういった視点で判断しているのでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

数値的な基準はありません。それは、極端に言えば担当者の一般常識とのバランスだと思います。

(桐田委員長)

多分今言った話は、具体的な基準がこの事業では示されていないという、県としてもつくっていないからということだと思うのですけれども。

(菊池委員)

それもあるかなと思いますし、ないとすると後で変えるのもやっぱり難しそうではないかなという、進捗で幾ら注意したりしても。できるかもしれないですけれども、実際補助金出しませんよと決めてしまうと出ないのでしょうけれども、さっき言ったようにそれでは困るということあるのしょうから。例えば最初の計画で、アルファードが4台ふえますとかというものが出されていれば、その時点ではじけばいいわけですから、それは明記されていないわけですが、一回審査通してしまっているわけですが、後でよくよく聞いたら、アルファードですか、ではだめですよと言われても困るような気もするのです。一般常識から照らしてだめだというのは往々にしてあって良いとは思いますが、そういう意味で、私は審査のところは今焦点絞って言っているつもりなのですが、審査のあり方として何か最初のほうで見られないものなのかなと今ちょっと思ったところでした。

(寺本委員)

給与については、結局規定があるかどうかという話になるのですよね。あらかじめ規定があれば、そのとおりになっていれば、だめだという話はないです。あともう一つ、ただ一方で、いい、悪いの話ではなくて、今回のケースはないですけれども、お

金があるのに対して優先順位をつけなければならないという、こういう事業でもあり得るケースなのです。そのときには、人をたくさん雇い入れるほうがいいので、当然ある程度の常識的な給与というふうに落ちつくのですが、審査という意味だと、いい、悪いの判断というのではなくて、優先順位のときにあらわれることというふうな話になりますよね、現実の感じ。

(桐田委員長)

岩渕委員。

(岩渕委員)

一連の手續の要件を満たしていたかという話になれば、そういう決裁権者の話とかきょうは出てきましたけれども、一般的には満たしているという話になるのかなというふうに思っています。そういう中で、例えば御蔵の湯については、この事業、単年度事業ですよね、基本的には。それが12月ですよ、完成しているのが。当時の山田町の状況を思えば、それは必要だという話だと思うのですけれども、一般的に考えれば、12月にできて、3月までしか使えないわけなのですけれども、その辺を……ただ、それも制度上リースも可だからいいのだという話にしてしまえばそれまでだと思うのですけれども、その辺を計画の段階で、完成の時期とか、そういうのを見て、これはちょっとどうなのかなというような計画変更で出てきた段階で、そういうところでストップをかけるようなことというのは、できるかできないかというあたりはどういうふうにお考えかなということです。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

1つは、単年度予算主義ということでは、形式的には1年限りの事業ですけれども、制度上は2カ年の継続が認められております。ということで、継続を前提にした単年度契約と言えばいいのでしょうか。

(寺本委員)

ただ、御蔵の湯については、県の主張は事業計画の中身、知らなかったと言うんですね。

(岩渕委員)

あることがわからない。

(寺本委員)

あることすらわからないという、追加の資料でもありましたけれども、資料でも出しましたけれども、メールなんかでありましたけれども、それについて協議は受けていないというか、そういう主張です。それは、論証しなければならない話ですけれども、一応県の主張ですと、知らなかった、全く知らない。

(岩渕委員)

もう一つなのですが、事業計画とか、あと事業計画の変更という、事業を始めるときに大事だと思っています。実施主体が市町村なので、山田町さんの考えというのが、こういうことをやりたいというのが前提になると思うのですが、こういう事業については動き出すと後戻りができないのかなという、後戻りしにくくなるというのが、さっき菊池委員さんからも話ありましたけれども、例えば何かつくるという話になって、最初にお金を使い出してしまうと、結局経費は出ているので、あるいは後からこれは補助対象外ですよと言われても、支払いはどこからかしなければいけないわけですので、その事情は山田町さんもわかるわけで、それであれば何とかして制度に乗っけられないかというふうな考えに当然なっていくと思うのですが、そういう中で補助金の契約を締結する前に事前に事業に着手していても、それは問題ないのかどうかという、制度上どうなのかというあたりは何かありますでしょうか。補助契約をする前に、例えばアルファードを買っていた、4月に買っていた、でも変更契約で載ってきたのは6月だということでも、補助対象にはなるかどうかというあたりは何かあるのかなというふうに。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

ちょっとケース・バイ・ケースのことがあると思いますけれども、手続の部分と内々の了解、内諾に基づいて事業を行う上での必要な時期と手続上可能な時期のずれは起こり得るので、100%だめとはこの場では断言はしかねるのですが、ただ基本的には事業計画書の変更を行った上で実行というのが原則だとは思いますが。

(岩渕委員)

あくまでも実施主体の事業計画なりが重要になるのだろうなというのが前提の話です。それにどう県としてどこまでかかわれるのかなというところです。県としては概要だけわかっているだけでいいと。そうすると、とめられたり、だめだというのは市町村しかなくなるわけなので、それに対して県がある程度どこまで助言的な話ができるのかなという、西出先生のさっき出た話に関連してくるのですが、その辺実際問題としてこれどうやったら防げるのかなという観点から、その辺で議論が必要なのかなというふうな気持ちは持っています。

以上です。

(桐田委員長)

五月女委員。

(五月女委員)

今の補足といいますか、どうやったら防げるかという問題を議論する前に、現時点で、現行制度上、県はここまでチェックすべきとか、町はどこまでチェックすべきなのだという整理がまだされていないので議論がなかなかまとまらないのだと思います。審査ですとか、進捗管理、完了確認、全てそうですけれども、県が手続上正しかったのかどうか、十分だったのかどうかを判断するのであれば、その前提として、例えば先ほど菊池委員が言われたように、アルファードがどうかとか、リースの相手方がどうかというのは、例えば一義的にはそれは町がまずは説明責任を果たすところであって、そこは町が確認をして、県の役割としては、町のチェックを前提にして補助金の制度要件に合致しているかどうかという形式審査をするというのが、そもそも現行制度上は県に求められている役割なのですといったところがまだはっきりまとまっていないので、その辺の考え方をまずは事務局さんのほうに示していただいて、それを出発点として、現行求められている義務というのを県がちゃんと果たしたのかどうかを整理した上で、先ほど岩淵委員がおっしゃられたような改善点をその次に議論したほうがいいのではないかなと思うのですけれども。

(桐田委員長)

事務局のほうで、今委員さんに渡しているというか、提供している資料の中で、県の役割と町の役割を説明するような箇所というのはありますか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

ありません。ありませんというか、事業実施要領の中で市町村が事業を行う場合は県がその経費を補助することができるという形で、やる場合は県の補助事業という形でやってくださいねということになっています。補助要綱のひな形については、各県の判断で決めてくださいという国のほうの見解になっております。ですから、やり方は各県それぞれ独自方式ということになります。一般的な通常行うような手法にのっとって制度設計するということになると思います。

(寺本委員)

あともう一つ、市町村との関係のルールでは、当該市町村の財務規則に従うとい

うふうになっていて、(聴き取り不能)は全部市町村の通常のルールというふうになっているのです。ですから、要綱に書いているもの以外は全部市町村のルールに従う。契約の考え方もそうですし、競争原理の働き方もそうですし、会計検査院来たときもそれで説明するというのがルールです。

(桐田委員長)

市町村の財務規則に従うというのは、契約書の中にうたっていましたでしょうか。

(寺本委員)

交付要綱の中に書いています。実施要領か。

(桐田委員長)

資料は、ナンバーついている資料の前の。この実施要領というのは県の実施要領ですね。

(寺本委員)

いえ、国です。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

事業実施要領の9ページ、第5の3、委託契約等。

(桐田委員長)

9ページの3、委託契約等ですか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

はい。これは、読みかえ規定がありますが、市町村への読みかえ規定がありますが、読みかえれば、市町村における委託事業に係る委託契約の際には、市町村の財務規則等に基づく手続を原則とする云々という。

(寺本委員)

なお書きのところに、委託契約には、ここ当該都道府県とありますけれども、これは読みかえで市町村になりますけれども、市町村において規定する事項のほか、次の事項を含めなければならない。全部市町村の財務規定に従ってやるというふう。これは、契約を例えば請負で考えるか、随意契約で考えるかも市町村の判断。

(桐田委員長)

きょう資料として出した資料ナンバー2-2は、県が審査とか進捗管理とか完了検査で担っている役割を説明しているとも言えるわけですがけれども、あと3月13日付で通知をして市町村宛てにも出したということであれば、その市町村に対してこういうことをやってほしいという意味も含めているということでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

2-2って……

(桐田委員長)

きょうの資料のナンバー2-2の右側に県が行っているチェック項目とか書いていますけれども、県はこういったことをチェックするのだという役割として認識しているというか、そういう実態があるということの資料ですよ。25年3月13日付の通知だということで、資料の2-3を出して、市町村宛てにも出している、通知しているというこの文書は、つまり市町村に対してこういうことをやってほしいという、こういった点を考えながら事業をやってほしいというふうに役割として期待しているということでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

3月13日付の資料2-3は、県も市町村も事業の実施主体である県、市町村に対して通知を出しているものです。資料2-2は、そういうことをやる市町村について、市町村が資料2-3に基づく手続を行うことを求めていますので、それをやっているかどうか、補助事業については県は市町村に対する検査を行うということです。

(桐田委員長)

資料2-2というのは、補助事業者としての県の取り組みを説明していて、資料2-3は県も事業執行者の場合はこれを使うけれども、事業執行者としての、事業主体としての市町村と、それから補助事業者としての県の立場というのは、県は2-2だし、市町村は2-3だということですよ。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

はい。

(岩渕委員)

県と市町村と今話があったのですけれども、例えば事業計画ですが、市町村にすれば県に出して、県の様式で出して認められて、契約を結んだ申請書にある事業計画の様式、資料にもついているように。市町村が持っている、市町村が委託して行う、委託先が出しているのかどうかわかりませんが、事業計画ってあると思うのですけれども、これって、わからないのかもしれないけれども、別物なのでしょうか。それとも、何となく県に出して、いいと言われたのであれば、市町村が持っているのも同じレベルでしか持っていなかったりするのではないかなとも思うのですが、それって違いますでしょうか。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

市町村が県に出す事業計画書は、ある意味市町村の予算としての考え方の計画、市町村が執行する予算の計画書であると思います。市町村が委託相手から提出を受けるものについては、内容については承知していませんけれども、また別物だと思います。

(桐田委員長)

本日の時間は5時までということで、残り20分なのですけれども、ちょっと委員長としてはきょうの話の確認をしておきたいのですが、本日は県がどういう基準でこの補助事業について取り組んでいるかという資料を提出いたしました。他県の状況についても比較していただきたいという趣旨で提出をいたしました。ただ、本日の委員さん方のご意見を伺っていく中では、県は形式的な審査をやっているのだなという状況は認識していただいたような気はいたしますが、県がこの事案について行ったことが適正だったのかどうかというふうに判断するに当たっては、何か足りないとか、もう少し何か必要だなというふうに思っているのではないかとこのように感じたわけですが、そういう認識でいいのでしょうかというのと、何をこれから提供していくべきかということについてご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(西出委員)

ある意味、先ほど申し上げましたけれども、県が一般的な動きとしては非常に今回の資料等々でより認識を深められたのです。その中で、形式的な審査であるということで納得してもらえる状況か否かということを見ると、やはりもう少しの議論が必要だろうということだと思ったり、こちらにいらっしゃる皆さんもそうだと思うし、やはり社会的な関心事としても、今の議論で終わって納得してもらえないかというところちょっと疑問があるのです。そういう意味では、こういう審査のスキームは

重々理解した上で、多分もう少し掘り下げて、先ほどの話ではないですが、そういうスキームの中で県はどういう態度があるべきだったのかとか、その一方で市町村はどういう役割があるべきだったのかと、その辺の中身が掘り下がれば、もう少し県民の皆さんが納得してもらえそうな情報といいますか、まとめを将来、将来というか、来月ですよ、来月この委員会としても披瀝することが県民の皆さんにできるのではなかろうかと、このように思うのです。やはり我々としては、特に私は外部の人間でありますから、県民の皆さんがどれだけこの委員会のアウトプットを納得してもらえるか否かというのも一つ大事なことだと思うのです。そういう意味合いに立って、こういうスキームとしては、県としてのポジショニングというのは非常に理解できた。その前提の中でより掘り下げて、県の姿、あるべき姿、あるべきといいますか、やるべきこと云々、また市町村のやるべきことなんていうのを掘り下げて議論すれば、より深まるのではないかと、このように考えます。

以上です。

(桐田委員長)

ありがとうございます。

田口先生はいかがですか。

(田口委員)

私は、最初に質問しましたとおり、「大雪りばあねつと。」事業が破綻するまで岩手県庁としては認識していなかったということなのですが、結果論かもしれませんが、幾つかの兆候があったように思うのです。そのときに岩手県としてどういう対応ができたのかということを考えなくてはいけないと思っています。その他の資料と言われると、もうなかなか難しいと思います。来週火曜日に現地ヒアリングに行きますので、そこで山田町と振興センターで実際どういうふうなやりとりがあったのか、それを踏まえて次回もう少し議論を深めていきたいと思っています。

(桐田委員長)

菊池委員はどうですか。

(菊池委員)

今のまとまりみたいな話ですけれども、さっきのあるべき姿というのが平時のあるべき姿みたいなものが確定できるとありがたいかなというところで、先ほど兆候あられるという話でしたけれども、兆候があったときもそのとおりやっていたのかというところは見るべきなのかなというふうに思います。もう少し、あるべき

姿というところで具体的なと言うとあれですけども、市町村のほうに出ている書類なんかとしては、アルファードみたいなレベルのものが例えば出ているのか否か、それはスキームなのかどうかということが知りたいかな。市町村に提出されている資料ですね、全部見られなくてもいいのですが、どういうものが出ているとこちらは想定していればいいのかというようなことがわかればいいかなと思います。

(桐田委員長)

今のお話は、市町村が委託している相手が……

(菊池委員)

市町村と事業者との間で、我々までは例えばアルファードレベルのものが上がってこなくてもいいとしても、市町村にはそれは出ているという認識でいいのかどうかということです、こちらとしては。

(桐田委員長)

その件はすぐ答えられるのかな。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

県も直接事業をやっているものがありますので、市町村を県に置きかえて、契約当事者としてはこういう書類を(聴き取り不能)いくということであれば、準備は可能かと思います。

(菊池委員)

本件で山田町にどういうものが出ていたかというのはよくわからないのですね。

(高橋特命参事兼雇用対策課長)

市町村によってもそれぞれの特徴があると思いますし、あくまでも市町村がということでご覧になりたいのであれば、それは直接そこに依頼するしかないですね。感覚的にそういうのを見てみたいというのであれば、県が直接契約をしている事例を持ってご紹介することはできるかと思います。

(桐田委員長)

五月女委員さんは何かありますか。

(五月女委員)

西出委員が言われたように、あるべき姿を議論する際に、今回他の道県の状況をまとめていただきましたけれども、今出していただいている内容を見たときに、他の県と比べて、岩手県の対応が十分だったのかどうかというのか、表だけだとなかなか見えないところがありまして、例えば事業計画の審査の（３）番で、うちはチェックシートでやっているのですけれども、うちでやっているチェックシートのやり方と他県でのやり方、どっちがより詳しいというのか、詳しく見られているのかとといったところを精査していただければ、今後の改善点も含めて方向性を少し示していただけるのかなと思いました。この一覧表をまとめていただいたのですけれども、さっき言ったようなところで、具体的に北海道ですとか、青森がどんなチェックを行っているのかは詳しく聞かないとわからないと思いますので、その辺を踏まえたとときに、まずは他県のやり方と比べて岩手県のやり方がどうだったのかということと、より改善すべき点があるのかどうかということを整理ができればいいのかなという気がします。

（桐田委員長）

小原委員はどうですか。

（小原委員）

県が直営で国から補助金をもらって、県が直営で事業をやる場合のあるべき姿というのがあって、今回のような間接補助事業と比較した場合にどうだったかというところをやはり検証していく必要があるのではないかなと思います。それで、国からの、県はただスルーで、国庫100%のまま、基金に1回入っていますけれども、町に流れているということですから、最終的には国庫ということですので、国の会計検査の対象事業でもあるということですので、今の国の会計検査が効率性であるとか、有効性とかというような部分で、そこら辺を重視して、いわゆる県で言えば行政監査的な見方で見ておりますので、そういうような尺度で見た場合に、適正な処理だったのかどうかというような、そういうようなところが判断基準になってくるのではないかなと思います。

（桐田委員長）

岩渕委員さんはいいですか。

（岩渕委員）

私も、例えばきょうの資料ナンバーの2-3で追加した部分で、2の（２）に事業委託の対象者、事業執行能力や事業実績を確認することというのを付け加えてい

るのですが、こういうのって実際に県が事業実施主体になったときに、これを確認するとなると、きっとあなたのところはだめだよ、という判断をするのは非常に大変な気もするのです。小原委員もおっしゃられたように、県の場合はどうやっているかというようなものでもいいのですので、その辺事業計画にしろ、どれくらいものをつくっていくかとか、その辺がわかれば市町村との比較にもなるのかなと思いますので、そういう比較をしながら検討していければなというふうに思います、役割分担等も。

(桐田委員長)

ご意見伺ったことは対応したいと思いますが、委員長の立場から改めて確認の意味で発言させていただきますと、今回の事案で、その当時県が行ったことの検証ということがこの委員会の責務だと思っております。ただ、そのときに山田町がやったことはどうだったかによって、県の対応がどうだったかというふうにする考え方がなかったと言えれば変ですけれども、山田町が行ったことの良しあしをこの委員会で何らかの白黒つけようという考えではなかったということは、改めて申し上げますので、県が行ったこと、つまりそれが結果として山田町が委託していた事業が破綻した結果というプロセスの中で県がやってきたことがどうだったかということの検証だというつもりでありますので、そういったところで県の考え方の説明とかもこれから尽くしていきたいと、委員会に説明していきたいと思っております。

これから事務局から来週の現地調査の説明がありますけれども、させますが、現地調査で当事者、当事者というか、当事者であった組織に直接お聞きいただいたり、あるいは現場を見ていただいて、考え方を整理していただくということをいたしますし、プラスしていろいろな情報を出しながら、あるいは疑問点にお答えしながら、委員各位の考え方を整理していただくようにしてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

来週の現地視察以降、来月に向けては個々のいろいろな意見のやりとりの回数がふえていくと思ひますので、いろいろとお忙しいところご面倒かけますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3 その他

(桐田委員長)

それでは、きょうの協議の部分は終わりました、事務局からよろしくお願ひします。

(千葉商工企画室管理課長)

座ったままで失礼いたします。資料2—4によりまして、来週の現地調査についてご説明させていただきたいと思っております。

調査日は12月24日、来週の火曜日です。まず、10時半から宮古地区の合同庁舎、3階の大会議室におきまして、宮古地域振興センターの高橋所長以下職員の方から聞き取り調査を行っていただきます。その後、昼食と移動を挟みまして、午後2時から1時間ほど山田町役場内におきまして、山田町の総務課長補佐様ほかからお話を聞かせていただきます。その後、NPO法人大雪りばぁねっと。がその活動の拠点として利用しておりました。B & G海洋センターと検証課題の一つに挙げられております御蔵の湯を視察していただきたいというふうに考えております。

参加者でございますが、西出委員、岩渕委員、五月女委員におかれましてはご都合がつかず、欠席となっております。

それから、説明の最後でございますが、日程の中で10時半と13時55分のところにアタマ撮り許可というふうに記載させていただいておりますけれども、宮古センター、あるいは山田町役場において、委員がお話を聞かれる際には非公開とさせていただきたいと考えております。これは、忌憚なく意見交換をしていただくために、報道機関の方にもご理解をいただきたいなというふうに事務局としては考えてございます。調査の冒頭で、挨拶でありますとか、出席者の紹介を予定しておりますので、その場面までは報道陣による撮影等を許可することとしたいという趣旨でございます。

以上が現地調査についての説明でございます。

(桐田委員長)

現地調査について今説明ありましたけれども、何かご質問等がありますでしょうか。

では、よろしく願いいたします。

4 閉 会

(桐田委員長)

それでは、きょうは前回に続いて、より深いところまでもう一步だったような気もいたしますけれども、大体事業の仕組みとか経緯などについてはご理解が深まったのではないかと考えております。先ほども言いましたように、いろいろな意見交換を通じてさらに整理をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日第2回目の検証委員会については以上で終了とさせていただきます。大変ありがとうございました。